

《札幌市からのお知らせ》

## 福住・桑園通（米里・行啓通～環状通間）の 整備に係る説明会のご案内

日頃より札幌市の道路行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
います。

本市では、令和8年度より都市計画道路 福住・桑園通（米里・行啓通～環状通間）の整備事業に着手する予定であり、これに先立ち関係する地権者及び建物所有者の皆様・町内会の皆様を対象に事前説明会を開催しますので、以下のとおり、ご案内させていただきます。

なお、お仕事の都合等で説明会にご出席できない方々のために、事業概要資料を添付いたしましたので、ご不明な点などがございましたら、下記の担当までご連絡ください。

◆ **会場**：伏見小学校 体育館（中央区南18条西15丁目1-1）

※裏面参照

体育館側入口よりご来場ください。

◆ **日時**：令和8年6月30日（火）18：30から1時間程度（18：15開場）

※ 上靴又はスリッパのご持参をお願いいたします。

※ 本説明会では、主に事業の全体概要や進め方についてご説明いたします。用地・物件補償の具体的な内容については、事業着手後に個別にご説明させていただく予定です。

※ お車でのご来場はご遠慮ください。

○担当：札幌市建設局土木部道路課

数田（かずた） 安房（あぼう）

TEL:011-211-2617



# 3・4・15 福住・桑園通（米里・行啓通～環状通間）の整備について

## 1 事業概要

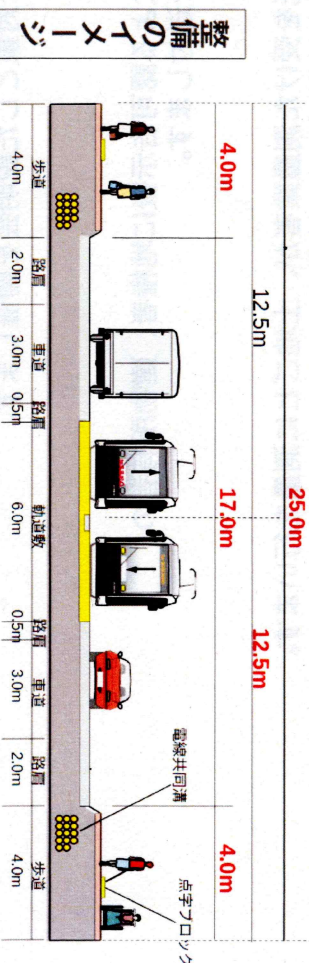
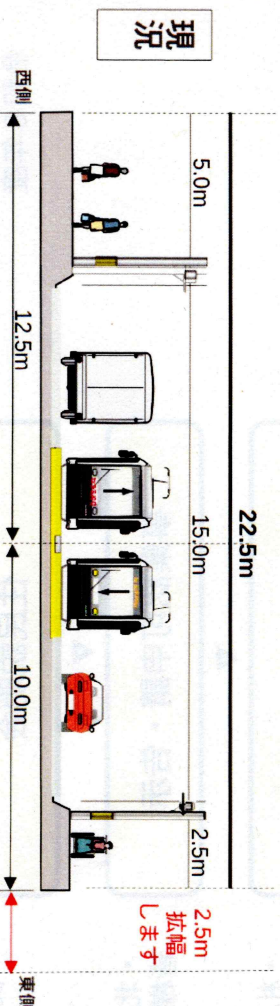
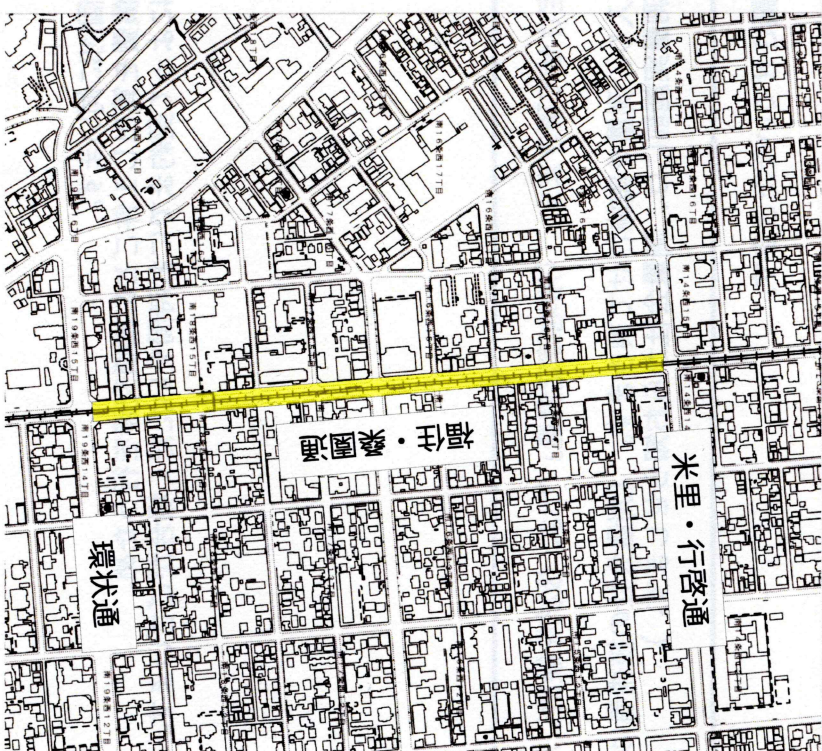
福住・桑園通は、月寒通（豊平区）を起点に南区を經由し北5条手稲通（中央区）を終点として11.93kmが都市計画決定されております。

本事業では、このうち米里・行啓通（南14条西14丁目）から環状通（南19条西14丁目）までの区間について、道路拡幅及び無電柱化により、円滑な自動車交通の確保、良好な歩行者空間の創出、都市災害の防止などを図ります。

## 2 路線概要

都市計画決定 : 昭和11年10月2日  
 事業区間 : 米里・行啓通～環状通  
 延長・幅員 : 延長L≒約720m、幅員W=25m

## 3 幅員構成



※現況は区間内の代表断面を記載しています。

※整備のイメージは現時点での予定であり、今後関係機関との協議等により変更することがあります。

#### 4 今後の流れ（予定）

令和8年度

住民説明会

・関係の皆様を対象とした説明会を開催します。

事業認可申請・告示

・北海道知事による認可告示後に地権者、建物所有者の皆様へ通知文を送付します。

用地確定測量

・札幌市の委託を受けた測量業者が、土地ごとに測量を行います。  
※現場着手の時期は場所により前後します。

用地・物件補償交渉

・用地交渉担当者が個別に伺います。  
・物件調査を経て補償費を算出し1件ごとに補償交渉を行うため、物件の状況や場所によって契約までにお時間をいただく場合がございます。

電線共同溝整備工事  
道路拡幅工事

工事完了

#### 5 用地確定測量

用地買収の境界については、令和8年度以降に予定している「用地確定測量」の中で確定させて頂きませす。「用地確定測量」では、仮杭を設置した段階で、皆様に新しい境界をご確認頂き、市が用意する境界確認書に記名・押印をして頂きます。

なお、用地確定測量業務は、札幌市の委託を受けた測量会社が行い、皆様の土地に立ち入り、測量を実施させて頂きませす。（測量会社の技術者は、「測量調査員」の腕章を着用し、札幌市発行の身分証明書を携帯しています。土地の立ち入りと測量実施前には、測量会社からお知らせします。）

#### 6 用地買収・物件補償

具体的な内容は、用地確定測量後、土地鑑定評価・物件調査の結果に基づき、個別に協議させていただきます。

#### 7 事業認可後の制限について

○建築等の制限（都市計画法第65条）

道路となる部分の土地において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、または移動の容易でない物件の設置、もしくははたい積しようとする方は、札幌市長の許可を受ける必要があります。

○土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

道路となる部分の土地、建物を札幌市以外に売り払うときは、早い段階で札幌市に届け出てください。届けを受けた場合は、札幌市が先に買わせていただくことがあります。